

## 事務補助職員（会計年度任用職員）募集要項

本庄市役所では、事務補助職員（会計年度任用職員）を以下のとおり募集します。

### 1 勤務条件等

募集職種	事務補助職員
職務内容	① 乳幼児親子向けあそびの教室「つどいの広場」の補助 ② 利用者対応（受付、遊びの指導、見守り、遊具管理、行事開催等） ③ 事務補助及び利用者対応 ④ 上記①～③の補助業務 ※①～④共通：その他所属長が指定する児童センター所管事務
募集人数	①～④ 各1名
勤務場所	日の出児童センター（所在地：本庄市日の出2丁目5番56号） ※勤務場所以外の市児童センター業務の補助をしていただく場合があります。その場合、勤務時間はそれぞれの勤務場所の条件となります。
受験資格	必要な免許・資格等：普通自動車運転免許 ※必須ではありませんが、以下のいずれかの資格又は技能の保有者及び経験者を優先します。 保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、児童厚生員、放課後児童支援員 Word・Excelの基本的な操作技能  なお、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。 （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）本庄市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤務時間	① 午前9時から午後1時までの4時間 週3日勤務（日・祝日・年末年始を除く所属長が指定する日及び時間に勤務） ※原則、月・水・金に勤務  ② 午前9時30分から午後1時30分まで又は午後1時30分から午後5時30分までの4時間 週4日勤務（日・祝日・年末年始を除く所属長が指定する日及び時間に勤務）  ③ 午前9時から午後5時45分までの7時間45分（休憩60分） 週3日勤務（日・祝日・年末年始を除く所属長が指定する日及び時間に勤務） ※原則、週3日のうち1日は土曜日に勤務

	④ 午前9時から午後5時45分までの間で4時間～7時間45分（6時間を超える場合は休憩60分） イベント開催等による繁忙期の勤務（日・祝日・年末年始を除く所属長が指定する日及び時間に勤務） 所定労働時間を超える労働 有
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
給与	○初任給 大学卒 時間額 1,342円～ 短大卒 時間額 1,226円～ 高校卒 時間額 1,185円～ ※本庄市役所での職歴に応じ、初任給額に加算される場合があります。 ※給与支給日は翌月21日です。（毎月末日締切。口座振替の方法による。） ※任用期間中に給料額の改定が行われた場合は、改定後の金額を支給します。 ○手当 支給要件に該当する場合は、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、病気休暇、忌引等 ※休暇の種類により、付与条件や有給・無給があります。
加入保険等	③以外：労災保険 ③：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

## 2 申込手続等

受付期間	令和7年2月3日（月）から令和7年2月19日（水）まで（日・祝日を除く。）
申込方法	本庄市会計年度任用職員選考申込書（兼履歴書）に必要事項を記入及び写真を貼付し、有資格者は資格証の写しを添付の上、受付期間内に以下へ持参又は郵送（必着）してください。「電子申請・届出サービス 本庄市オンライン窓口」により電子申請も受け付けています。なお、申込時又は面接時に普通自動車運転免許証の確認をさせていただきますので、原本を持参してください。  〒367-0022 本庄市日の出2丁目5番56号 日の出児童センター 受付時間：午前9時～午後5時30分（日・祝日を除く。） 電子申請期限：上記の受付開始日～令和7年2月19日（水）午後5時15分 ※提出した書類は一切返却しません。 ※申込書は日の出児童センターで配布又は市ホームページからダウンロードできます。
選考期間	令和7年2月20日（木）から令和7年2月28日（金）まで（土を除く。）
選考方法	面接（面接日時は、後日お知らせします。）
結果通知発送日	令和7年3月7日（金）
その他	○応募の秘密については厳守します。 ○以下の事項に該当する場合は、合格を取り消すことがあります。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出した書類に虚偽があった場合</li> <li>・心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないことが明らかになった場合</li> <li>・資格取得見込みの者が資格を取得できなかった場合</li> <li>・受験資格を満たしていないことが明らかになった場合</li> <li>・その他、任命権者が不相当と認めた場合</li> </ul> <p>○一般職非常勤の公務員として、地方公務員法に定める服務規定が適用されます。</p> <p>○任用から1か月間は条件付採用期間となります。</p> <p>○申込書において待機者名簿（※）への登録を希望した方で、今回の選考の結果、採用に至らなかった場合は、待機者名簿へ登録します。なお、名簿の登録期限は令和8年3月31日です。</p> <p>※登録者には、同じ職種の欠員の状況に応じて、会計年度任用職員を募集する部署の担当者から連絡し、再度選考を実施します。なお、登録をしても必ず就労できるとは限りません。</p>
--	--

### 3 問合せ先

○職務内容及び勤務条件に関すること

本庄市保健部子育て支援課日の出児童センター係 電話：0495-21-0420

○会計年度任用職員制度に関すること（給与、休暇及び健康保険に限る）

本庄市総務部行政管理課人事給与係 電話：0495-25-1160